

感染管理指針

滝川市立病院 感染管理指針

第1. 総則

1. 感染管理指針の目的

この指針は、院内感染の予防・再発防止策及び集団感染事例発生時の適切な対応など当院における感染対策体制を確立し、適切かつ安全で質の高い医療サービスの提供を図ることを目的とする。

2. 感染管理の基本的考え方

院内感染とは、(1) 医療施設において患者が原疾患とは別に罹患した感染症、(2) 医療従事者等が医療施設内において感染した感染症のことである。

院内感染は、人から人へと直接伝播するか、または医療器具等を媒介して発生する。特に、免疫力の低下した患者、未熟児、老人等の易感染疾患患者は、通常の病原微生物のみならず、感染力の弱い微生物によっても、院内感染を起こす可能性がある。このため、感染防止対策は、個々の医療従事者ごとに対策を行うのではなく、医療従事者全員が正しい認識を持ち、一体となって倫理的配慮を考慮した防止対策を実施することにより、患者様が安心して受けられる地域医療を目指すものである。

3. 感染に関する管理体制

院長直轄の機関として感染制御部門を設置し、その中に院長から一定の権限を委譲された日常業務実践チームとして感染制御チーム（ICT）及び抗菌薬適正使用支援チーム（AST）を設置する。ICT及びASTは、組織横断的に活動し、すべての職員に対して組織的な対応と啓発活動を行う。

1) 感染制御委員会（ICC）の設置

病院長等の医療施設の管理者が積極的に感染制御に関わるとともに、診療部門、ICTリーダー、ASTリーダー、感染管理者、看護部門、薬剤部門、診療技術部門、事務部門等の各部門を代表する職員により構成される『感染制御委員会』を設け、院内感染に関する対策事項等を審議・決定し、院内部門間の感染症情報の共有体制を確立する。また、すべての職員に対する組織的な対応方針の指示や教育等を行う。

2) 感染制御チーム（ICT）の設置

院長直轄機関として設置し、構成メンバーは医師、臨床検査技師、薬剤師、看護師を基本とし、医師または看護師のうち1名を専従とする。メンバーの選出は感染制御委員長が行い、院長が任命する。ICTリーダーはICDとし、病院長が任命する。院内感染対策全般の実務を担当し、院内感染症の監視、感染対策実施状況の現状把握と評価を行い、効果的な感染防止対策を検討する。また、アウトブレ

イク発生時は疫学調査の実施と改善命令を出し、アウトブレイクの終息に努める。他、マニュアル作成・周知の他、院内全職員に対し教育的指導と啓発を行う。他施設との連携を図り、必要時に相談や調査に対応する。施設の方針として諮問や承認が必要な場合は、ICCに提起する。

3) 抗菌薬適正使用支援チーム（AST）の設置

院長直轄機関として設置し、構成メンバーは医師、薬剤師、臨床検査技師、看護師を基本とし、いずれか1名を専従とする。メンバーの選出は感染制御委員長が行い、院長が任命する。又、必要時、外部専門家を招聘する。ASTリーダーはICDとし、病院長が任命する。ASTはICTとの兼任を妨げない。ASTは主治医が抗菌薬を使用する際、個々の患者に対して最大限の治療効果を導くと同時に、有害事象（副作用や耐性菌の出現）を出来るだけ最小限にとどめ、いち早く感染症治療が完了（治療の最適化）できるように支援する。

他施設との連携を図り、必要時に相談や調査に対応する。施設の方針として諮問や承認が必要な場合は、ICCに提起する。

4) 感染制御マネジャー（ICM）会議の設置

感染制御チームの下部組織として設置し、ICCやICT会議で決定された事項を現場に周知・指導し、自部署の感染対策を推進・強化する。また、各部署における現状の問題点について、ICTと連携し、原因に関するデータを収集、分析、評価、改善を行う。施設の方針として諮問や承認が必要な場合は、ICT会議を通じICCに提起する。

4. 院内感染対策のための従業者に対する研修に関する基本方針

感染制御チーム及び抗菌薬適正使用支援チームは、院内感染防止対策の基本的考え方や具体的方策及び抗菌薬適正使用について、職員に教育・啓発を行うことを目的に、それぞれ年2回の院内研修会を開催する。（双方の内容を含む場合は、年2回の開催とする）他、新規採用者や委託業者に対しても必要に応じて研修を行う。また、医療安全推進室は研修の開催結果または、外部研修の参加実績を記録・保存する。

5. 感染症の発生時状況報告に関する基本方針

感染制御チームは、感染レポートの情報や感染症の発生時の報告を各所属より受け、委員会や会議、院内LAN、紙面情報にて全職員への情報提供を図る。

6. 院内感染発生時の対応に関する基本方針

職員は、院内感染発生が疑われる事例が発生した場合には速やかに感染制御部門に報告する。感染制御チームは詳細の把握に努め、対策立案とその実施に介入する。

重大な感染事例発生の場合には、臨時感染制御委員会を招集し、速やかに発生の原因を究明し、改善策を立案し、これを実施するために全職員への周知徹底を図る。必要な場合は院内 LAN や紙面情報を活用し、病院従事者に周知し、リアルタイムな情報の共有に努める。

7. 患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

院内感染対策の指針は、院内管理規程集に掲載するものとする。

滝川市立病院のホームページに掲載し、いつでも閲覧できるものとする。

8. その他、病院における院内感染対策の推進のために必要な基本方針

感染制御委員会・感染制御チーム・抗菌薬適正支援チーム・感染制御マネージャーは、滝川市立病院で定める『院内管理規程集』に基づき、感染防止対策に関わる具体的業務を行う。

病院は、感染対策実施に関する感染制御委員会の助言を可能な限り受け入れ必要な財政措置に努める。

職員は、感染対策上の疑義が出た場合、感染制御委員会に意見を求めることができる。

委員会が定めた「滝川市立病院 感染防止マニュアル」に基づいて、手洗いの徹底などの感染防止対策に常に努める。